

平成28年12月8日提出

平成28年12月市議会定例会議案

白 河 市

議案第136号

白河市議会議員及び白河市長の選挙における選挙運動用自動車の使用の公営に関する条例の一部を改正する条例

白河市議会議員及び白河市長の選挙における選挙運動用自動車の使用の公営に関する条例（平成17年白河市条例第10号）の一部を次のように改正する。

第4条第2号ア中「1万5,300円」を「1万5,800円」に改め、同号イ中「7,350円」を「7,560円」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の白河市議会議員及び白河市長の選挙における選挙運動用自動車の使用の公営に関する条例の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後その期日を告示される選挙について適用し、施行日の前日までにその期日を告示された選挙については、なお従前の例による。

平成28年12月8日提出

白河市長 鈴木和夫

議案第137号

白河市議会議員及び白河市長の選挙における選挙運動用ポスターの作成の公営に関する条例の一部を改正する条例

白河市議会議員及び白河市長の選挙における選挙運動用ポスターの作成の公営に関する条例（平成17年白河市条例第11号）の一部を次のように改正する。

第4条中「105円」を「108円」に、「15万円」を「15万4,286円」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の白河市議会議員及び白河市長の選挙における選挙運動用ポスターの作成の公営に関する条例の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後その期日を告示される選挙について適用し、施行日の前日までにその期日を告示された選挙については、なお従前の例による。

平成28年12月8日提出

白河市長 鈴木和夫

議案第138号

白河市長の選挙における選挙運動用ビラの作成の公営に関する条例の一部を改正する条例

白河市長の選挙における選挙運動用ビラの作成の公営に関する条例（平成22年白河市条例第1号）の一部を次のように改正する。

第4条及び第5条中「7円30銭」を「7円51銭」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の白河市長の選挙における選挙運動用ビラの作成の公営に関する条例の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後その期日を告示される選挙について適用し、施行日の前日までにその期日を告示された選挙については、なお従前の例による。

平成28年12月8日提出

白河市長 鈴木和夫

議案第139号

白河市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を
改正する条例

第1条 白河市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成26年白河市条例第64号）の一部を次のように改正する。

第8条第2項中「100分の155」を「100分の165」に改める。

第2条 白河市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を次のように改正する。

第8条第2項中「100分の165」を「100分の160」に改める。

附 則

（施行期日等）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、平成29年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の白河市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（次項において「改正後の条例」という。）の規定は、平成28年12月1日から適用する。
（期末手当の内払）
- 3 改正後の条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の白河市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の規定に基づいて支給された期末手当は、改正後の条例の規定による期末手当の内払とみなす。

平成28年12月8日提出

白河市長 鈴木和夫

白河市議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

第1条 白河市議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例（平成17年白河市条例第38号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「100分の160」を「100分の170」に改める。

第2条 白河市議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「100分の150」を「100分の155」に、「100分の170」を「100分の165」に改める。

附 則

（施行期日等）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、平成29年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の白河市議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例（次項において「改正後の条例」という。）の規定は、平成28年12月1日から適用する。

（期末手当の内払）

- 3 改正後の条例の規定を適用する場合においては、第1条の規定による改正前の白河市議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の規定に基づいて支給された期末手当は、改正後の条例の規定による期末手当の内払とみなす。

平成28年12月8日提出

白河市長 鈴木和夫

白河市長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する 条例

第1条 白河市長等の給与及び旅費に関する条例（平成17年白河市条例第42号）の一部を次のように改正する。

第4条中「100分の160」を「100分の170」に改める。

第2条 白河市長等の給与及び旅費に関する条例の一部を次のように改正する。

第4条中「100分の150」を「100分の155」に、「100分の170」を「100分の165」に改める。

附 則

（施行期日等）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、平成29年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の白河市長等の給与及び旅費に関する条例（次項において「改正後の条例」という。）の規定は、平成28年12月1日から適用する。
（期末手当の内払）
- 3 改正後の条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の白河市長等の給与及び旅費に関する条例の規定に基づいて支給された期末手当は、改正後の条例の規定による期末手当の内払とみなす。

平成28年12月8日提出

白河市長 鈴木和夫

議案第142号

白河市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

第1条 白河市職員の給与に関する条例（平成17年白河市条例第45号）の一部を次のように改正する。

第22条第2項第1号中「100分の80」を「100分の90」に改め、同項第2号中「100分の37.5」を「100分の42.5」に改める。

附則第15項中「100分の0.72」を「100分の0.81」に、「100分の80」を「100分の90」に改める。

別表第1を次のように改める。

別表第1（第3条、第5条関係）

職員の区分	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用職員以外の職員		円	円	円	円	円	円	円
	1	126,400	196,500	233,200	267,000	294,200	325,800	371,300
	2	127,500	198,300	234,900	269,100	296,500	328,100	374,000
	3	129,100	200,200	236,500	271,100	298,800	330,400	376,600
	4	130,200	202,000	238,200	273,200	301,100	332,700	379,300
	5	131,000	203,600	239,700	275,200	303,300	335,000	381,400
	6	132,100	205,400	241,300	277,300	305,600	337,100	384,000
	7	133,600	207,200	243,000	279,300	307,800	339,400	386,500
	8	134,700	208,900	244,600	281,400	310,000	341,700	389,100
	9	135,600	210,600	246,200	283,600	312,300	343,900	391,700
	10	136,700	212,500	247,700	285,600	314,600	346,100	394,400
	11	138,100	214,300	249,300	287,700	316,900	348,200	397,100
	12	139,200	216,100	250,800	289,900	319,200	350,400	399,800
	13	140,200	217,600	252,400	292,000	321,500	352,500	402,400
	14	141,300	219,500	253,800	294,100	323,600	354,500	404,700
	15	142,600	221,300	255,200	296,200	325,800	356,600	407,000
	16	143,700	223,000	256,700	298,200	328,000	358,800	409,400
	17	144,800	224,800	258,100	300,300	330,300	360,700	411,300
	18	145,900	226,500	260,000	302,400	332,400	362,700	413,300
	19	147,100	228,200	261,700	304,600	334,500	364,700	415,200
20	148,200	229,800	263,600	306,700	336,600	366,700	417,100	

21	149,400	231,300	265,200	308,800	338,700	368,700	419,000
22	150,600	233,100	267,100	310,900	340,800	370,700	420,800
23	151,700	234,700	268,900	313,000	342,900	372,600	422,700
24	152,800	236,300	270,800	315,100	345,000	374,600	424,600
25	153,900	237,800	272,700	317,100	346,600	376,600	426,500
26	155,300	239,400	274,500	319,200	348,600	378,600	428,000
27	156,600	240,800	276,400	321,300	350,600	380,600	429,600
28	158,000	242,200	278,400	323,400	352,600	382,700	431,200
29	159,400	243,500	280,200	325,400	354,400	384,400	432,900
30	160,900	244,600	282,100	327,500	356,300	386,200	434,200
31	162,400	245,800	284,000	329,600	358,200	388,000	435,500
32	164,000	247,000	285,900	331,700	360,000	389,800	436,800
33	165,400	248,300	287,600	333,300	362,000	391,400	438,000
34	167,000	249,700	289,500	335,300	363,800	392,800	439,300
35	168,500	251,000	291,400	337,400	365,600	394,300	440,700
36	170,000	252,300	293,200	339,500	367,500	395,900	442,000
37	171,500	253,300	295,000	341,500	369,000	397,500	443,200
38	174,200	254,800	296,800	343,500	370,300	398,700	444,000
39	176,800	256,200	298,600	345,500	371,700	400,000	444,800
40	179,500	257,800	300,500	347,500	373,100	401,200	445,600
41	182,400	259,200	302,400	349,500	374,400	402,400	446,200
42	184,100	260,600	304,100	351,400	375,400	403,600	446,900
43	185,900	262,000	305,800	353,300	376,500	404,700	447,600
44	187,600	263,400	307,500	355,100	377,600	405,800	448,400
45	189,100	264,600	309,200	356,800	378,600	406,600	449,200
46	191,000	266,000	310,900	358,300	379,400	407,300	450,000
47	192,800	267,400	312,600	359,800	380,300	408,000	450,500
48	194,500	268,700	314,300	361,300	381,200	408,600	451,200
49	196,200	269,900	315,500	362,800	382,200	409,200	451,700
50	197,800	271,200	317,000	363,700	383,000	409,800	452,100
51	199,300	272,400	318,600	364,800	383,700	410,400	452,500
52	200,800	273,700	320,300	365,800	384,600	411,000	452,900

53	202,100	274,900	321,900	366,800	385,300	411,400	453,400
54	203,500	276,100	323,400	367,900	386,000	411,700	453,800
55	204,800	277,400	325,000	369,000	386,700	412,000	454,100
56	206,000	278,700	326,600	370,000	387,400	412,300	454,400
57	207,500	279,900	328,200	370,900	388,000	412,500	454,700
58	208,800	281,000	329,400	371,600	388,600	412,900	455,100
59	210,200	282,100	330,600	372,300	389,200	413,200	455,400
60	211,500	283,200	331,800	373,000	389,900	413,400	455,600
61	212,700	284,300	332,700	373,300	390,400	413,900	455,900
62	214,000	285,300	333,600	373,900	391,000	414,100	
63	215,400	286,300	334,400	374,600	391,600	414,400	
64	216,700	287,300	335,200	375,300	392,200	414,700	
65	217,900	288,200	336,100	375,800	392,600	415,000	
66	219,000	289,100	336,500	376,500	393,300	415,300	
67	220,000	290,000	337,300	377,200	393,900	415,500	
68	221,200	290,900	338,100	377,800	394,500	415,800	
69	222,300	291,700	338,800	378,300	394,900	416,100	
70	223,400	292,400	339,500	378,900	395,400	416,400	
71	224,300	293,200	340,200	379,500	396,100	416,700	
72	225,200	294,100	340,900	380,100	396,600	416,900	
73	226,000	295,000	341,500	380,600	396,900	417,100	
74	226,900	295,500	342,100	381,200	397,400	417,400	
75	227,800	295,900	342,700	381,900	397,700	417,700	
76	228,700	296,300	343,200	382,500	398,100	417,900	
77	229,400	296,500	343,500	383,000	398,400	418,100	
78	230,300	296,900	344,000	383,500	398,700		
79	231,300	297,300	344,500	384,100	399,000		
80	232,200	297,600	345,000	384,600	399,200		
81	233,000	297,800	345,400	385,100	399,400		
82	234,000	298,100	345,900	385,700	399,800		
83	234,900	298,400	346,400	386,100	400,100		
84	235,900	298,700	346,900	386,500	400,300		

85	236,600	299,000	347,300	386,900	400,500
86	237,400	299,300	347,700	387,400	401,100
87	238,100	299,600	348,200	387,800	401,800
88	238,900	300,000	348,600	388,100	402,500
89	239,700	300,300	348,900	388,600	402,900
90	240,400	300,600	349,400	389,200	403,400
91	241,100	301,000	349,900	389,700	403,800
92	241,800	301,300	350,300	390,100	404,400
93	242,400	301,500	350,500	390,300	404,900
94	243,200	301,800	350,900	390,600	
95	244,000	302,200	351,400	391,000	
96	244,700	302,600	351,800	391,400	
97	245,400	302,800	351,900	391,700	
98	246,200	303,100	352,400	392,200	
99	246,900	303,400	352,700	392,600	
100	247,600	303,800	353,100	393,000	
101	248,300	304,000	353,500	393,300	
102	249,000	304,400	353,900		
103	249,700	304,800	354,300		
104	250,400	305,100	354,600		
105	251,200	305,300	355,100		
106	251,700	305,600	355,500		
107	252,200	306,000	355,900		
108	252,700	306,300	356,300		
109	253,000	306,500	356,700		
110		306,900	357,000		
111		307,300	357,400		
112		307,600	357,700		
113		307,700	358,200		
114		308,100			
115		308,300			
116		308,700			

	117		308,900					
	118		309,100					
	119		309,400					
	120		309,600					
	121		309,900					
	122		310,200					
	123		310,500					
	124		310,800					
	125		311,100					
再任用職員		191,700	220,000	261,100	281,100	296,600	322,600	365,400

第2条 白河市職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第22条第2項第1号中「100分の90」を「100分の85」に改め、同項第2号中「100分の42.5」を「100分の40」に改める。

附則第15項中「100分の0.81」を「100分の0.765」に、「100分の90」を「100分の85」に改める。

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、平成29年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定（白河市職員の給与に関する条例（以下「条例」という。）別表第1の改正規定に限る。）による改正後の条例の規定は平成28年4月1日から、同条の規定（条例別表第1の改正規定を除く。）による改正後の条例の規定は同年12月1日から適用する。

(給与の内払)

- 3 第1条の規定による改正後の条例の規定を適用する場合には、同条の規定による改正前の条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。

(委任)

- 4 前項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

平成28年12月8日提出

白河市長 鈴木和夫

白河市職員の退職手当支給に関する条例の一部を改正する 条例

白河市職員の退職手当支給に関する条例（平成17年白河市条例第47号）の一部を次のように改正する。

第11条第5項中「、その者が退職の際勤務していた市の事務を同法第5条第1項に規定する適用事業と」を削り、「高年齢継続被保険者」を「高年齢被保険者」に改め、同項第2号中「第37条の4第3項前段」を「第37条の4第3項」に改め、同条第6項中「、その者が退職の際勤務していた市の事務を同法第5条第1項に規定する適用事業と」を削り、「高年齢継続被保険者」を「高年齢被保険者」に改め、同条第11項中「又は広域求職活動費」を「又は求職活動支援費」に改め、同項第6号を次のように改める。

(6) 求職活動に伴い雇用保険法第59条第1項各号のいずれかに該当する行為をする者 同条第2項に規定する求職活動支援費の額に相当する金額

第11条第15項中「規定は、」の次に「第5項又は第6項の規定による退職手当の支給を受けることができる者（第5項又は第6項の規定による退職手当の支給を受けた者であって、当該退職手当の支給に係る退職の日の翌日から起算して1年を経過していないものを含む。）及び」を加え、「これら」を「第7項又は第8項」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成29年1月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 退職職員（退職した白河市職員の退職手当支給に関する条例第2条に規定する職員をいう。以下同じ。）であって、退職職員が退職の際勤務していた市の事務を雇用保険法（昭和49年法律第116号）第5条第1項に規定する適用事業とみなしたならば雇用保険法等の一部を改正する法律（平成28年法律第17号）第2条の規定による改正前の雇用保険法第6条第1号に掲げる者に該当するものにつき、この条例による改正後の白河市職員の退職手当支給に関する条例（以下「新条例」という。）第11条第5項又は第6項の勤続期間を計算する場合における白河市職員の退職手当支給に関する条例第8条の規定の適用については、同条第1項中「在職期間」とあるのは「在職期間（雇用保険法等の一部を改正する法律（平成28年法律第17号）の施行の日（以下この項及び次項において「雇用保険法改正法施行日」という。）前の在職期間を有する者にあつては、雇用保険法改正法施行日以後の職員としての引き続いた在職期間）」と、同条第2項中「月数」とあるのは「月数（雇用保険法改正法施行日前の在職期間を有する者にあつては、雇用保険法改正法施行日の属する月から退職した日の属する月までの月数（退職した日が雇用保険法改正法施行日前である場合にあつては、零）」とする。
- 3 新条例第11条第11項（第6号に係る部分に限り、同条第15項において準用する

場合を含む。)の規定は、退職職員であって求職活動に伴いこの条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後に同号に規定する行為(当該行為に関し、この条例による改正前の白河市職員の退職手当支給に関する条例(以下この項及び第5項において「旧条例」という。)第11条第11項第6号に掲げる広域求職活動費に相当する退職手当が支給されている場合における当該行為を除く。)をしたもの(施行日前1年以内に旧条例第11条第5項又は第6項の規定による退職手当の支給を受けることができる者となった者であって施行日以後に新条例第11条第5項から第8項までの規定による退職手当の支給を受けることができる者となっていないものを除く。)について適用し、退職職員であって施行日前に公共職業安定所の紹介により広範囲の地域にわたる求職活動をしたものに対する広域求職活動費に相当する退職手当の支給については、なお従前の例による。

- 4 新条例第11条第15項において準用する同条第11項(第4号に係る部分に限る。)の規定は、退職職員であって施行日以後に職業に就いたものについて適用し、退職職員であって施行日前に職業に就いたものに対する白河市職員の退職手当支給に関する条例第11条第11項第4号に掲げる就業促進手当に相当する退職手当の支給については、なお従前の例による。
- 5 施行日前に旧条例第11条第5項又は第6項の規定による退職手当の支給を受けることができる者となった者(施行日以後に新条例第11条第5項から第8項までの規定による退職手当の支給を受けることができる者となった者を除く。)に対する白河市職員の退職手当支給に関する条例第11条第11項第5号に掲げる移転費に相当する退職手当の支給については、なお従前の例による。

平成28年12月8日提出

白河市長 鈴木和夫

白河市税条例の一部を改正する条例

白河市税条例（平成17年白河市条例第72号）の一部を次のように改正する。

附則第20条の2第1項中「同法」を「租税条約等実施特例法」に改め、同条第2項第1号中「附則第20条の2第1項」を「附則第20条の3第1項」に改め、同項第2号中「、附則第7条第1項、附則第7条の3第1項及び附則第7条の3の2第1項」を「並びに附則第7条第1項、第7条の3第1項及び第7条の3の2第1項」に、「附則第20条の2第1項」を「附則第20条の3第1項」に改め、同項第3号中「附則第20条の2第1項」を「附則第20条の3第1項」に、「租税条約等実施特例法」を「租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号）」に、「特定給付補てん金等に係る雑所得等の金額」を「特定給付補填金等に係る雑所得等の金額」に改め、同項第4号中「附則第20条の2第1項」を「附則第20条の3第1項」に改め、同条第3項中「第33条及び」を「同条及び」に、「同法」を「租税条約等実施特例法」に改め、同条第5項第1号中「附則第20条の2第3項」を「附則第20条の3第3項後段」に改め、同項第2号中「、附則第7条第1項、附則第7条の3第1項及び附則第7条の3の2第1項」を「並びに附則第7条第1項、第7条の3第1項及び第7条の3の2第1項」に、「附則第20条の2第3項」を「附則第20条の3第3項後段」に改め、「、第34条の9第1項中「第33条第4項」とあるのは「附則第20条の2第4項」と」を削り、同項第3号中「附則第20条の2第3項」を「附則第20条の3第3項後段」に、「租税条約等実施特例法」を「租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号）」に、「又は配当所得」を「若しくは配当所得」に改め、同項第4号中「附則第20条の2第3項」を「附則第20条の3第3項後段」に改め、同条第6項中「附則第20条の2第3項」を「附則第20条の3第3項前段」に改め、同条を附則第20条の3とし、附則第20条の次に次の1条を加える。

（特例適用利子等及び特例適用配当等に係る個人の市民税の課税の特例）

第20条の2 所得割の納税義務者が支払を受けるべき外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（昭和37年法律第144号。以下「外国居住者等所得相互免除法」という。）第8条第2項に規定する特例適用利子等、外国居住者等所得相互免除法第12条第5項に規定する特例適用利子等又は外国居住者等所得相互免除法第16条第2項に規定する特例適用利子等については、第33条及び第34条の3の規定にかかわらず、他の所得と区分し、その前年中の外国居住者等所得相互免除法第8条第2項（外国居住者等所得相互免除法第12条第5項及び第16条第2項において準用する場合を含む。）に規定する特例適用利子等の額（以下この項において「特例適用利子等の額」という。）に対し、特例適用利子等の額（次項第1号の規定により読み替えられた第34条の2の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）に100分の3の税率を乗じて計算した金額に相当する市民税の所得割を課する。

- 2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。
- (1) 第34条の2の規定の適用については、同条中「総所得金額」とあるのは、「総所得金額、附則第20条の2第1項に規定する特例適用利子等の額」とする。
 - (2) 第34条の6から第34条の8まで、第34条の9第1項並びに附則第7条第1項、第7条の3第1項及び第7条の3の2第1項の規定の適用については、第34条の6中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第20条の2第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第34条の7第1項前段、第34条の8、第34条の9第1項並びに附則第7条第1項、第7条の3第1項及び第7条の3の2第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第20条の2第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第34条の7第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第20条の2第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。
 - (3) 第35条の規定の適用については、同条中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は附則第20条の2第1項に規定する特例適用利子等の額」と、「若しくは山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額若しくは外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（昭和37年法律第144号）第7条第10項（同法第11条第8項及び第15条第14項において準用する場合を含む。）に規定する特定対象利子に係る利子所得の金額、同法第7条第12項（同法第11条第9項及び第15条第15項において準用する場合を含む。）に規定する特定対象収益分配に係る配当所得の金額、同法第7条第16項（同法第11条第11項及び第15条第17項において準用する場合を含む。）に規定する特定対象懸賞金等に係る一時所得の金額若しくは同法第7条第18項（同法第11条第12項及び第15条第18項において準用する場合を含む。）に規定する特定対象給付補填金等に係る雑所得等の金額」とする。
 - (4) 附則第5条の規定の適用については、同条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第20条の2第1項に規定する特例適用利子等の額」と、同条第2項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第20条の2第1項の規定による市民税の所得割の額」とする。
- 3 所得割の納税義務者が支払を受けるべき外国居住者等所得相互免除法第8条第4項に規定する特例適用配当等、外国居住者等所得相互免除法第12条第6項に規定する特例適用配当等又は外国居住者等所得相互免除法第16条第3項に規定する特例適用配当等（次項において「特例適用配当等」という。）については、第33条第3項及び第4項の規定は適用しない。この場合において、当該特例適用配当等については、同条及び第34条の3の規定にかかわらず、他の所得と区分し、その前年中の外国居住者等所得相互免除法第8条第4項（外国居住者等所得相互免除法第12条第6項及び第16条第3項において準用する場合を含む。）に規定する特例適用配当等の額（以下この項において「特例適用配当等の額」という。）に対し、特例適用配当等の額（第5項第1号の規定により読み替えられた第34条の2の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）に100分の3の税率を乗じて計算した金額に相当する市民税の所得割を課する。
- 4 前項後段の規定は、特例適用配当等に係る所得が生じた年の翌年の4月1日の属する年度分の第36条の2第1項の規定による申告書（その提出期限までに提出されたもの

及びその提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時まで提出されたものに限り、その時まで提出された第36条の3第1項に規定する確定申告書を含む。)に前項後段の規定の適用を受けようとする旨の記載があるとき(これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。)に限り、適用する。

5 第3項後段の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1) 第34条の2の規定の適用については、同条中「総所得金額」とあるのは、「総所得金額、附則第20条の2第3項後段に規定する特例適用配当等の額」とする。

(2) 第34条の6から第34条の8まで、第34条の9第1項並びに附則第7条第1項、第7条の3第1項及び第7条の3の2第1項の規定の適用については、第34条の6中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第20条の2第3項後段の規定による市民税の所得割の額」と、第34条の7第1項前段、第34条の8、第34条の9第1項並びに附則第7条第1項、第7条の3第1項及び第7条の3の2第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第20条の2第3項後段の規定による市民税の所得割の額」と、第34条の7第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第20条の2第3項後段の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。

(3) 第35条の規定の適用については、同条中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は附則第20条の2第3項後段に規定する特例適用配当等の額」と、「若しくは山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額若しくは外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律(昭和37年法律第144号)第7条第14項(同法第11条第10項及び第15条第16項において準用する場合を含む。)に規定する申告不要特定対象配当等に係る利子所得の金額若しくは配当所得の金額」とする。

(4) 附則第5条の規定の適用については、同条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第20条の2第3項後段に規定する特例適用配当等の額」と、同条第2項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第20条の2第3項後段の規定による市民税の所得割の額」とする。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、平成29年1月1日から施行する。

(経過措置)

第2条 この条例による改正後の附則第20条の2の規定は、この条例の施行の日以後に支払を受けるべき外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律(昭和37年法律第144号)第8条第2項に規定する特例適用利子等、同法第12条第5項に規定する特例適用利子等若しくは同法第16条第2項に規定する特例適用利子等又は同法第8条第4項に規定する特例適用配当等、同法第12条第6項に規定する特例適用配当等若しくは同法第16条第3項に規定する特例適用配当等に係る個人の市民税について適用する。

平成28年12月8日提出

白河市長 鈴木和夫

白河市地方活力向上地域における固定資産税の不均一課税に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、地方税法（昭和25年法律第226号）第6条第2項の規定に基づき、地域再生法（平成17年法律第24号。以下「法」という。）第5条第16項の認定（法第7条第1項の変更の認定を含む。）を受けた法第5条第1項に規定する地域再生計画に定められた同条第4項第5号に規定する地方活力向上地域に係る固定資産税の不均一課税に関し必要な事項を定めるものとする。

(固定資産税の不均一課税)

第2条 地域再生法第17条の6の地方公共団体等を定める省令（平成27年総務省令第73号。以下「省令」という。）第1条に規定する公示日（以下「公示日」という。）から平成30年3月31日までの間に、法第17条の2第3項の規定に基づき同条第1項に規定する地方活力向上地域特定業務施設整備計画の認定を受けた同条第4項に規定する認定事業者であつて、当該認定を受けた日から同日の翌日以後2年を経過する日まで（同日までに同条第6項の規定により当該認定を取り消されたときは、その取り消された日の前日まで）の間に、省令第2条第1号に規定する特別償却設備（以下「特別償却設備」という。）を新設し、又は増設した者について、当該特別償却設備である家屋又は構築物及び償却資産並びに当該家屋又は構築物の敷地である土地（公示日以後に取得したものに限り、かつ、土地については、その取得の日の翌日から起算して1年以内に当該土地を敷地とする当該家屋又は構築物の建設の着手があつた場合における当該土地に限る。以下「固定資産」という。）に対して課する固定資産税の税率は、当該固定資産税が課されることとなった年度から3箇年度分のものに限り、白河市税条例（平成17年白河市条例第72号）第62条の規定にかかわらず、次の表の左欄に掲げる事業の区分及び同表の中欄に掲げる年度の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める税率とする。

事業	年度	税率
法第17条の2第1項第1号に掲げる事業	初年度（当該固定資産に新たに固定資産税が課されることとなった年度をいう。以下この表において同じ。）	0
	第2年度（初年度の翌年度をいう。以下この表において同じ。）	100分の0.35
	第3年度（第2年度の翌年度をいう。以下この表において同じ。）	100分の0.7
法第17条の2第1項第2号に掲げる事業	初年度	0

	第2年度	100分の0.467
	第3年度	100分の0.933

(申請)

第3条 前条の規定により固定資産税の不均一課税の適用を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書に市長が必要と認める書類を添付して、固定資産税に関する申告期限(当該不均一課税の適用を受けようとする各年度の初日の属する年の3月20日)までに市長に提出しなければならない。

- (1) 不均一課税の適用を受けようとする者の住所又は所在地、氏名又は名称及び個人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第2条第5項に規定する個人番号をいう。以下同じ。)又は法人番号(同条第15項に規定する法人番号をいう。以下同じ。)(個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所又は所在地及び氏名又は名称)
- (2) 不均一課税の適用を受けようとする年度
- (3) 新設し、又は増設した特別償却設備の概要
- (4) その他市長が必要と認める事項

(不均一課税の措置)

第4条 市長は、前条の申請書を受理したときは、審査の上、不均一課税の処分を決定し、その旨を当該申請書に係る固定資産税の不均一課税の適用を受けようとする者に通知しなければならない。

(委任)

第5条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

平成28年12月8日提出

白河市長 鈴木和夫

白河市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

白河市国民健康保険税条例（平成23年白河市条例第29号）の一部を次のように改正する。

附則中第15項を第17項とし、第14項を第16項とし、第13項を第15項とし、第12項の次に次の2項を加える。

（特例適用利子等に係る国民健康保険税の課税の特例）

- 13 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（昭和37年法律第144号）第8条第2項に規定する特例適用利子等、同法第12条第5項に規定する特例適用利子等又は同法第16条第2項に規定する特例適用利子等に係る利子所得、配当所得、譲渡所得、一時所得及び雑所得を有する場合における第3条、第6条、第9条及び第23条の規定の適用については、第3条第1項中「山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「山林所得金額並びに外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（昭和37年法律第144号）第8条第2項（同法第12条第5項及び第16条第2項において準用する場合を含む。）に規定する特例適用利子等の額（以下この条及び第23条において「特例適用利子等の額」という。）の合計額から法第314条の2第2項」と、「山林所得金額の合計額（）」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用利子等の額の合計額（）」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は特例適用利子等の額」と、第23条中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用利子等の額」とする。

（特例適用配当等に係る国民健康保険税の課税の特例）

- 14 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第8条第4項に規定する特例適用配当等、同法第12条第6項に規定する特例適用配当等又は同法第16条第3項に規定する特例適用配当等に係る利子所得、配当所得及び雑所得を有する場合における第3条、第6条、第9条及び第23条の規定の適用については、第3条第1項中「山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「山林所得金額並びに外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（昭和37年法律第144号）第8条第4項（同法第12条第6項及び第16条第3項において準用する場合を含む。）に規定する特例適用配当等の額（以下この条及び第23条において「特例適用配当等の額」という。）の合計額から法第314条の2第2項」と、「山林所得金額の合計額（）」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用配当等の額の合計額（）」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は特例適用配当等の額」と、第23条中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用配当等の額」とする。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成29年1月1日から施行する。

(適用区分)

- 2 この条例による改正後の附則第13項及び第14項の規定は、この条例の施行の日以後に支払を受けるべき外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（昭和37年法律第144号）第8条第2項に規定する特例適用利子等、同法第12条第5項に規定する特例適用利子等若しくは同法第16条第2項に規定する特例適用利子等又は同法第8条第4項に規定する特例適用配当等、同法第12条第6項に規定する特例適用配当等若しくは同法第16条第3項に規定する特例適用配当等に係る国民健康保険税について適用する。

平成28年12月8日提出

白河市長 鈴木和夫

白河市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

白河市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年白河市条例第58号）の一部を次のように改正する。

附則に次の4項を加える。

（小規模保育事業所A型及び保育所型事業所内保育事業所の職員配置に係る特例）

- 6 当分の間、第29条第2項各号又は第44条第2項各号に定める数の合計数が1となるときは、第29条第2項又は第44条第2項に規定する保育士の数は1人以上とすることができる。ただし、配置される保育士の数が1人となるときは、当該保育士に加えて、保育士と同等の知識及び経験を有すると市長が認める者を置かなければならない。
- 7 当分の間、第29条第2項又は第44条第2項に規定する保育士の数の算定については、幼稚園教諭若しくは小学校教諭又は養護教諭の普通免許状（教育職員免許法（昭和24年法律第147号）第4条第2項に規定する普通免許状をいう。）を有する者を、保育士とみなすことができる。
- 8 当分の間、1日につき8時間を超えて開所する小規模保育事業所A型又は保育所型事業所内保育事業所（以下この項において「小規模保育事業所A型等」という。）において、開所時間を通じて必要となる保育士の総数が当該小規模保育事業所A型等に係る利用定員の総数に応じて置かなければならない保育士の数を超えるときは、第29条第2項又は第44条第2項に規定する保育士の数の算定については、保育士と同等の知識及び経験を有すると市長が認める者を、開所時間を通じて必要となる保育士の総数から利用定員の総数に応じて置かなければならない保育士の数を差し引いて得た数の範囲で、保育士とみなすことができる。
- 9 前2項の規定を適用するときは、保育士（法第18条の18第1項の登録を受けた者をいい、第29条第3項若しくは第44条第3項又は前2項の規定により保育士とみなされる者を除く。）を、保育士の数（前2項の規定の適用がないとした場合の第29条第2項又は第44条第2項により算定されるものをいう。）の3分の2以上、置かなければならない。

別表4階以上の階の部避難用の項施設又は設備の欄第1項中「外気に向かって開くことのできる窓若しくは排煙設備（同条第3項第1号に規定する国土交通大臣が定めた構造方法を用いるものその他有効に排煙することができると認められるものに限る。）を有する付室」を「付室（階段室が同条第3項第2号に規定する構造を有する場合を除き、同号に規定する構造を有するものに限る。）」に、「同項第2号、第3号及び第9号」を「同項第3号、第4号及び第10号」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

平成28年12月8日提出

白河市長 鈴木和夫

議案第148号

白河市放課後児童クラブ条例の一部を改正する条例

白河市放課後児童クラブ条例（平成19年白河市条例第9号）の一部を次のように改正する。

第2条の表しらさか児童クラブの項中「白河市白坂陣場202番地」を「白河市白坂陣場317番地」に改め、同表中

おおぬま児童クラブ	白河市久田野豆柄山3
-----------	------------

番地」を

大沼まめがら児童クラブ	白河市久田野豆柄山3番地
大沼きらきら児童クラブ	

に、

かまこ児童クラブ	白河市東釜子字田町18番地
----------	---------------

を

に改める。

釜子なないろ児童クラブ	白河市東釜子字熊ノ森36番地7
釜子たいよう児童クラブ	

附 則

この条例は、公布の日から起算して3月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

平成28年12月8日提出

白河市長 鈴木和夫

白河市聖ヶ岩ふるさとの森条例の一部を改正する条例

白河市聖ヶ岩ふるさとの森条例（平成27年白河市条例第18号）の一部を次のように改正する。

第14条を第18条とし、第13条の次に次の4条を加える。

（指定管理者による管理）

第14条 市長は、ふるさとの森の管理上必要があると認めるときは、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）に管理を行わせることができる。この場合において、第5条中「市長」とあるのは、「指定管理者」と読み替えるものとする。

（指定管理者が行う管理の基準）

第15条 指定管理者は、ふるさとの森の管理に関し必要な法令又は条例及び当該条例に基づく規則その他市長の定めるところにより管理を行わなければならない。

（指定管理者が行う業務の範囲）

第16条 指定管理者が行う業務の範囲は、次のとおりとする。

- (1) ふるさとの森の施設、設備等の維持管理に関する業務
- (2) ふるさとの森の利用の許可に関する業務
- (3) ふるさとの森の設置の目的を達成するために必要な業務
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める業務

（利用料金の収受等）

第17条 指定管理者は、ふるさとの森の利用者から納入される利用料金（以下「利用料金」という。）を自らの収入として収受することができる。この場合において、第6条から第8条までの規定中「市長」とあるのは「指定管理者」と、「使用料」とあるのは「利用料金」と、それぞれ読み替えるものとする。

2 利用料金は、別表に定める使用料の額を限度として、市長の承認を受けて指定管理者が定めるものとする。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成29年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の際現に改正前の白河市聖ヶ岩ふるさとの森条例の規定に基づきなされた申請その他の手続は、この条例の相当規定に基づいてなされたものとみなす。
- 3 改正後の第17条第2項の規定による利用料金は、この条例の施行の日以後の利用の許可に係る利用料金について適用し、同日前の利用の許可に係る利用料金については、なお従前の例による。

平成28年12月8日提出

白河市長 鈴木和夫

白河市特別用途地区建築条例の一部を改正する条例

白河市特別用途地区建築条例（平成21年白河市条例第2号）の一部を次のように改正する。

第6条を第7条とする。

第5条中「第3条」を「第4条」に改め、同条を第6条とし、第4条を第5条とし、第3条を第4条とする。

第2条の次に次の1条を加える。

（適用区域）

第3条 この条例の適用を受ける区域は、都市計画法第20条第1項（同法第21条第2項において準用する場合を含む。）の規定に基づく大規模集客施設立地制限地区、沿道環境保全地区、住居環境保全地区又は近隣商業環境保全地区に係る都市計画の決定の告示のあった区域とする。

別表中「第3条関係」を「第4条関係」に改め、同表に次のように加える。

沿道環境保全地区	(1) マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの (2) カラオケボックスその他これに類するもの (3) 倉庫業を営む倉庫 (4) 法別表第2（り）項第3号に掲げるもの (5) 法別表第2（ぬ）項第1号に掲げるもの
住居環境保全地区	(1) マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの (2) カラオケボックスその他これに類するもの
近隣商業環境保全地区	マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの

附 則

この条例は、平成29年1月1日から施行する。

平成28年12月8日提出

白河市長 鈴木和夫

議案第151号

白河市公共下水道白河都市環境センター改築工事委託に関する協定の一部変更について

平成27年6月19日市議会の議決を受けた議案第84号白河市公共下水道白河都市環境センター改築工事委託に関する協定についての一部を次のように変更する。

委託の金額中「296,744,800円」を「285,584,800円」に変更する。

平成28年12月8日提出

白河市長 鈴木和夫

議案第152号

小峰城跡（本丸西面）ほか石垣復旧工事請負契約の一部変更について

平成27年6月19日市議会の議決を受けた議案第86号小峰城跡（本丸西面）ほか石垣復旧工事請負契約についての一部を次のように変更する。

工期中「平成29年1月31日」を「平成29年3月28日」に変更する。

平成28年12月8日提出

白河市長 鈴木和夫

損害賠償について

市は、次により、図書館の管理瑕疵に伴う事故に係る損害を賠償する。

1 損害賠償の相手方の住所及び氏名

■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■
■■■■■■■■■■

2 損害賠償の額

1, 440, 393円

3 損害賠償をする理由

平成26年4月14日白河市立表郷図書館において、■■■■■■■■■■の子(当時2歳女兒)が、書籍を展示していたパイプラックに手を掛けた際、当該パイプラックが倒れ、左頬部を負傷したため

平成28年12月8日提出

白河市長 鈴木和夫

報告第11号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

専決第5号の2 損害賠償について

平成28年12月8日提出

白河市長 鈴木和夫

報告第12号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

専決第7号 損害賠償について

平成28年12月8日提出

白河市長 鈴木和夫

報告第13号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

専決第8号 損害賠償について

平成28年12月8日提出

白河市長 鈴木和夫

別紙

専決第8号

損害賠償について

市は、次により、交通事故に係る損害を賠償する。

1 損害賠償の相手方の住所及び氏名

████████████████████

██████████

2 損害賠償の額

150,377円

3 損害賠償をする理由

平成28年6月22日国道4号の交差点において、市有自動車が██████████氏所有の軽自動車の左前部と衝突し、同自動車に損害を与えたため

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により専決処分する。

平成28年11月4日

白河市長 鈴木和夫

